○厚生労働省告示第二百八十三号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 使用薬剤の薬価 (薬価基

準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

使用薬剤の薬価 (薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第一条 使用薬剤の薬価 (薬価基準) (平成二十年厚生労働省告示第六十号) の一部を次の表のように改正

する。

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正す

る。

リパ	クロバリマブ製剤	(略)	、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算	改 正 後
	クロバリマブ製剤	(略)	、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算	改正前

(傍線部分は改正部分)

この告示は、令和七年十月二十二日から適用する。